

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮代町長 新井 康之

市町村名 (市町村コード)	宮代町 (114421)	
地域名 (地域内農業集落名)	姫宮地区 (西原・藤曽根・姫宮)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日(火) (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・この地域では認定農業者をはじめとする地元耕作者や法人による水稲主体の水田農業が行われているほか、畑では新規就農者による野菜の露地栽培が行われている。水田ではある程度集約化が図られてはいるものの、認定農業者や地元耕作者の高齢化が進んでおり、将来の農地の受皿の確保が喫緊の課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現在の認定農業者や地元耕作者が水稲作主体で農地を維持していくには自ずと限界があるため、新たな担い手の確保や誘致について継続的な話し合いや検討が必要である。
・新規就農者の受入れにおいては、町との連携により今後も継続していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も農業上の利用が見込まれる区域。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・規模拡大を目指す農家や認定農業者・法人を中心に集積を図っていくことを基本とするが、自作も含めた多様な耕作者による農用地の有効利用を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・特になし
(3)基盤整備事業への取組方針
・町との連携・協力により耕作環境の改善を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者の確保・育成を行い、営農規模の拡充を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・集落・地域単位でのカメムシ防除等のため農薬散布を南彩農業協同組合へ委託して行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--